

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都消費生活対策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都消費生活条例第45条
設置年月日	昭和36年10月4日
機関の目的 ・所掌内容	都民の消費生活の安定・向上に関する基本的事項について、知事の諮問等に応じ、調査、審議し、答申する。
委員数	25人 (うち、女性委員数 15人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/hourei/singi/
問い合わせ先	生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 電話番号：03-5000-1473 FAX番号：